

岐阜県公報

号 外 (三) 平 成 三 十 年 十 二 月 二 十 五 日

告 示

岐阜県告示第六百四十八号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第十三条第一項の規定による家畜伝染病が発生した旨の届出があったので、同条第四項の規定により次のとおり告示する。

平成三十年十二月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

○家畜伝染病の発生	（畜産課）	一
○豚コレラのまん延を防止するための家畜の種類並びに指定家畜等の移動及び移出の禁止区域の指定	（同）	一
○豚コレラのまん延を防止するための家畜の種類及び家畜伝染病の病原体をひろげるおそれがある物品の移出の禁止区域の指定	（同）	四
○豚コレラのまん延を防止するための家畜の種類及び事業を停止する区域の指定	（同）	四

一 家畜伝染病の種類
豚コレラ

二 家畜の種類

三 患畜又は疑似患畜の区分及びその頭数

疑似患畜 二頭

四 発生場所

関市

五 発生年月日

平成三十年十二月二十五日

岐阜県告示第六百四十九号

豚コレラのまん延を防止するため、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第三十二条第一項及び岐阜県家畜伝染病まん延防止規則（昭和三十九年岐阜県規則第九十四号。以下「規則」という。）第三条の規定により、家畜の種類並びに当該家畜

等の移動及び移出を禁止する区域を次のとおり指定するので、規則第七条の規定により告示する。

平成三十年十二月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 家畜の種類

豚及びいのしし

二 指定区域

1 移動を禁止する区域

関市旭ヶ丘二丁目、旭ヶ丘三丁目、旭ヶ丘三丁目、市平賀、稲河町、鋳物師屋、鋳物師屋二丁目、鋳物師屋三丁目、鋳物師屋四丁目、鋳物師屋五丁目、鋳物師屋六丁目、鋳物師屋七丁目、円保通二丁目、円保通三丁目、北天神二丁目、北天神三丁目、桜ヶ丘二丁目、桜ヶ丘三丁目、関口町二丁目、関口町三丁目、関口町四丁目、天徳町二丁目、天徳町三丁目、東新町二丁目、東新町三丁目、東新町四丁目、東新町五丁目、東新町六丁目、東新町七丁目、塔ノ洞、豊岡町二丁目、豊岡町三丁目、豊岡町四丁目、仲町、東田原（地番が四百番以降である土地の区域を除く）、東出町、東野町、東本郷、東本郷通二丁目、東本郷通三丁目、東本郷通四丁目、東本郷通五丁目、東本郷通六丁目、東町二丁目、東町三丁目、東町四丁目、東町五丁目、東山、東山二丁目、東山三丁目、東山四丁目、肥田瀬、平賀町二丁目、平賀町三丁目、平賀町四丁目、平賀町五丁目、平賀町六丁目、平賀町七丁目、平賀町八丁目、平成通二丁目、南天神二丁目、南天神三丁目、南出、宮河町二丁目、宮河町三丁目、弥生町二丁目、弥生町三丁目、弥生町四丁目、吉野町及び吉本町、美濃加茂市加茂野町市橋、加茂野町今泉、加茂野町鷹之巣及び蜂屋町下蜂屋（地番が四百番以降である土地の区域を除く）並びに加茂郡富加町大平賀、大山、高畑、滝田及び羽生

2 移出を禁止する区域

岐阜市芥見、芥見東山、芥見南山二丁目、芥見南山三丁目、芥見六丁目、芥見七丁目、大洞柏台二丁目、大洞柏台三丁目、大洞

柏台四丁目、大洞柏台五丁目、大洞柏台六丁目、大洞柏台七丁目、大洞桐が丘二丁目、大洞桐が丘三丁目、大洞桐が丘三丁目、大洞桐が丘四丁目、大洞桐が丘五丁目、大洞桜台二丁目、大洞桜台三丁目、大洞桜台四丁目、大洞桜台五丁目、大洞桜台六丁目、大洞桜台七丁目、大洞桜台八丁目、大洞西、大洞緑山一丁目、大洞緑山二丁目、大洞紅葉が丘一丁目、大洞紅葉が丘二丁目、大洞紅葉が丘三丁目、大洞紅葉が丘四丁目、大洞紅葉が丘五丁目、大洞紅葉が丘六丁目、大洞一丁目、大洞二丁目、大洞三丁目、大洞四丁目、北山二丁目、北山三丁目、コモンヒルズ北山、諏訪山五丁目及び三輪、関市相生町、赤淵、上利町、安桜台、朝倉町、安桜山、吾妻町、池尻、池田町、居敷町、伊勢町、一本木町、稲口、いろは町、植野、梅ヶ枝町、大杉、大坪、小瀬、小瀬長池町、小瀬南一丁目、小瀬南二丁目、小瀬、尾太町、小屋名、貸上町、鍛冶町、春日町二丁目、春日町三丁目、片倉町、金屋町、兼永町、上大野、上白金、神野、河合町、川間町、観音前、観音山、北福野町二丁目、北福野町三丁目、吉田町、貴船町、希望ヶ丘町、桐ヶ丘二丁目、桐ヶ丘三丁目、桐ヶ丘三丁目、桐谷台二丁目、桐谷台三丁目、倉知、倉知南、黒屋、向陽台、寿町二丁目、寿町三丁目、小迫間、小柳町、西仙房、栄町二丁目、栄町三丁目、栄町四丁目、栄町五丁目、坂下町、桜ヶ丘二丁目、桜木町、桜台一丁目、桜台二丁目、桜台三丁目、桜台四丁目、桜本町一丁目、桜本町二丁目、山王通西、山王通一丁目、山王通二丁目、四季ノ台、志津野、清水町、下有知、下白金、下之保、白川町、新田、新迫間、新堀町、新町、神明町一丁目、神明町二丁目、神明町三丁目、神明町四丁目、十軒町、寺内町、十三塚北、十三塚町、十三塚南、十六所、末広町、住吉町、清蔵寺、関ノ上一丁目、関ノ上二丁目、関ノ上三丁目、千代町二丁目、千代町三丁目、千代町四丁目、千代、千代北一丁目、千代北二丁目、大平台、大平町一丁目、大平町二丁目、大平町三丁目、宝山町、堅切北、堅切南、大門町一丁目、大門町二丁目、大門町三丁目、段下、力山、月見町、辻井戸町、津保川台一丁目、津保川台二丁目、寺田一丁目、寺田二丁目、出来町、桃紅大地、常盤町、吐月町、戸田、富本町、豊川町、中之保、中福野町、長住町、西旭ヶ丘、西居敷、西欠ノ下、西貸上、西神野、西木戸町、西境松町、西田原、西日吉町、西福野町一丁目、西福野町二丁目、西本郷、西本郷通一丁目、西本郷通二丁目、西本郷通三丁目、西本郷通四丁目、西本郷通五丁目、西本郷通六丁目、西本郷通七丁目、西町、西門前町、虹ヶ丘北、虹ヶ丘南、のぞみヶ丘、迫間、迫間台一丁目、迫間台二丁目、長谷寺町、花園町、巾二丁目、巾三丁目、巾四丁目、

春里町二丁目、春里町三丁目、梅竜寺山、馬場出、東貨上、東桜町、東志摩、東仙房、東田原（地番が四百番以降である土地の区域に限る。）、東日吉町、東福野町、東本郷、東門前町、一ツ山町、日ノ出町二丁目、日ノ出町三丁目、広見、広見北町、広見東町、古屋敷町、平和通二丁目、平和通三丁目、平和通四丁目、平和通五丁目、平和通六丁目、平和通七丁目、平和通八丁目、北仙房、星ヶ丘、本郷町、本町二丁目、本町三丁目、本町四丁目、本町五丁目、本町六丁目、本町七丁目、本町八丁目、前町、前山町、孫六町、水ノ輪町、美園町、緑ヶ丘二丁目、緑ヶ丘三丁目、緑町二丁目、緑町三丁目、南貨上、南春日町、南仙房、南町二丁目、宮地町、美和町、向西仙房、武芸川町跡部、武芸川町高野、向山町二丁目、向山町三丁目、向山町四丁目、明生町二丁目、明生町三丁目、明生町四丁目、明生町五丁目、元重町、森西町、柳町、山田、山ノ手二丁目、山ノ手三丁目、山ノ手四丁目、雄飛ヶ丘、若草通二丁目、若草通三丁目、若草通四丁目及び若宮町、美濃市（大字を持たない区域に限る。）、藍川、安毛、生櫛、大矢田、楓台、笠神、さくらヶ丘二丁目、さくらヶ丘三丁目、志摩、松栄町二丁目、松栄町三丁目、松栄町四丁目、松栄町五丁目、曾代、立花、中央一丁目、中央二丁目、中央三丁目、中央四丁目、中央五丁目、中央六丁目、中央七丁目、中央八丁目、中央九丁目、中央十丁目、富野、保木脇、前野、松倉台二丁目、松倉台三丁目、松森、もみじが丘一丁目、もみじが丘二丁目、もみじが丘三丁目及び横越、美濃加茂市あじさいヶ丘一丁目、あじさいヶ丘二丁目、あじさいヶ丘三丁目、伊深町、太田町、太田本町一丁目、太田本町二丁目、太田本町三丁目、太田本町四丁目、太田本町五丁目、大手町一丁目、大手町二丁目、加茂川町二丁目、加茂川町三丁目、加茂野町稲辺、加茂野町加茂野、加茂野町木野、川合町二丁目、川合町三丁目、川合町三丁目、川合町四丁目、草笛町二丁目、草笛町三丁目、草笛町四丁目、古井町下古井、島町二丁目、島町三丁目、清水町二丁目、清水町三丁目、下米田町今、下米田町小山、下米田町為岡、下米田町西脇、下米田町則光、下米田町東板井、新池町一丁目、新池町二丁目、新池町三丁目、田島町一丁目、田島町二丁目、田島町三丁目、田島町四丁目、中部台一丁目、中部台二丁目、中部台三丁目、中部台四丁目、中部台五丁目、中部台六丁目、中部台七丁目、中部台八丁目、中部台九丁目、中富町二丁目、中富町三丁目、中富町四丁目、西町一丁目、西町二丁目、西町三丁目、西町四丁目、西町五丁目、西町六丁目、西町七丁目、西町八丁目、野

笹町一丁目、野笹町二丁目、蜂屋台一丁目、蜂屋台二丁目、蜂屋町伊瀬、蜂屋町上蜂屋、蜂屋町下蜂屋（地番が四百番以降である土地の区域に限る。）、蜂屋町中蜂屋、蜂屋町矢田、深田町一丁目、深田町二丁目、深田町三丁目、本郷町一丁目、本郷町二丁目、本郷町三丁目、本郷町四丁目、本郷町五丁目、本郷町六丁目、本郷町七丁目、本郷町八丁目、本郷町九丁目、前平町一丁目、前平町二丁目、前平町三丁目、牧野、御門町一丁目、御門町二丁目、三和町川浦、三和町甘屋、森山町一丁目、森山町二丁目、森山町三丁目、森山町四丁目、森山町五丁目、森山町六丁目、山崎町、山手町二丁目、山手町三丁目及び山之上町、各務原市鷺沼各務原町四丁目、鷺沼各務原町五丁目、鷺沼大安寺町一丁目、鷺沼大安寺町二丁目、鷺沼台一丁目、鷺沼台二丁目、鷺沼台三丁目、鷺沼台四丁目、鷺沼台五丁目、鷺沼台六丁目、鷺沼台七丁目、鷺沼台八丁目、鷺沼西町一丁目、鷺沼西町二丁目、鷺沼西町三丁目、鷺沼西町四丁目、鷺沼羽場町一丁目、鷺沼羽場町二丁目、鷺沼羽場町三丁目、鷺沼羽場町四丁目、鷺沼羽場町五丁目、鷺沼羽場町六丁目、鷺沼東町一丁目、鷺沼東町二丁目、鷺沼東町三丁目、鷺沼東町四丁目、鷺沼東町五丁目、鷺沼東町六丁目、鷺沼東町七丁目、鷺沼東町八丁目、鷺沼古市場町一丁目、鷺沼宝積寺町一丁目、鷺沼宝積寺町二丁目、鷺沼宝積寺町三丁目、鷺沼宝積寺町四丁目、鷺沼宝積寺町五丁目、鷺沼南町一丁目、鷺沼南町二丁目、鷺沼南町三丁目、鷺沼南町四丁目、鷺沼南町五丁目、鷺沼南町六丁目、鷺沼南町七丁目、鷺沼山崎町一丁目、鷺沼山崎町二丁目、鷺沼山崎町三丁目、鷺沼山崎町四丁目、鷺沼山崎町五丁目、鷺沼山崎町六丁目、鷺沼山崎町七丁目、鷺沼山崎町八丁目、鷺沼山崎町九丁目、尾崎北町一丁目、尾崎北町二丁目、尾崎北町三丁目、尾崎北町四丁目、尾崎北町五丁目、尾崎北町六丁目、尾崎北町七丁目、尾崎西町一丁目、尾崎西町二丁目、尾崎西町三丁目、尾崎西町四丁目、尾崎西町五丁目、尾崎南町一丁目、尾崎南町二丁目、尾崎南町三丁目、尾崎南町四丁目、尾崎南町五丁目、尾崎南町六丁目、各務、各務おがせ町一丁目、各務おがせ町二丁目、各務おがせ町三丁目、各務おがせ町四丁目、各務おがせ町五丁目、各務おがせ町六丁目、各務おがせ町七丁目、各務おがせ町八丁目、各務おがせ町九丁目、各務西町一丁目、各務西町二丁目、各務西町三丁目、各務西町四丁目、各務西町五丁目、各務東町一丁目、各務東町二丁目、各務東町三丁目、各務東町四丁目、各務東町五丁目、各務東町六丁目、各務東町七丁目、各務船山町一丁目、各務船山町二丁目、各務船山町三丁目、各務山の前町一丁目、各務山の前町二丁目、野笹町二丁目、蜂屋台一丁目、蜂屋台二丁目、蜂屋町伊瀬、蜂屋町上蜂屋、蜂屋町下蜂屋（地番が四百番以降である土地の区域に限る。）、蜂屋町中蜂屋、蜂屋町矢田、深田町一丁目、深田町二丁目、深田町三丁目、本郷町一丁目、本郷町二丁目、本郷町三丁目、本郷町四丁目、本郷町五丁目、本郷町六丁目、本郷町七丁目、本郷町八丁目、本郷町九丁目、前平町一丁目、前平町二丁目、前平町三丁目、牧野、御門町一丁目、御門町二丁目、三和町川浦、三和町甘屋、森山町一丁目、森山町二丁目、森山町三丁目、森山町四丁目、森山町五丁目、森山町六丁目、山崎町、山手町二丁目、山手町三丁目及び山之上町、各務原市鷺沼各務原町四丁目、鷺沼各務原町五丁目、鷺沼大安寺町一丁目、鷺沼大安寺町二丁目、鷺沼台一丁目、鷺沼台二丁目、鷺沼台三丁目、鷺沼台四丁目、鷺沼台五丁目、鷺沼台六丁目、鷺沼台七丁目、鷺沼台八丁目、鷺沼西町一丁目、鷺沼西町二丁目、鷺沼西町三丁目、鷺沼西町四丁目、鷺沼羽場町一丁目、鷺沼羽場町二丁目、鷺沼羽場町三丁目、鷺沼羽場町四丁目、鷺沼羽場町五丁目、鷺沼羽場町六丁目、鷺沼東町一丁目、鷺沼東町二丁目、鷺沼東町三丁目、鷺沼東町四丁目、鷺沼東町五丁目、鷺沼東町六丁目、鷺沼東町七丁目、鷺沼東町八丁目、鷺沼古市場町一丁目、鷺沼宝積寺町一丁目、鷺沼宝積寺町二丁目、鷺沼宝積寺町三丁目、鷺沼宝積寺町四丁目、鷺沼宝積寺町五丁目、鷺沼南町一丁目、鷺沼南町二丁目、鷺沼南町三丁目、鷺沼南町四丁目、鷺沼南町五丁目、鷺沼南町六丁目、鷺沼南町七丁目、鷺沼山崎町一丁目、鷺沼山崎町二丁目、鷺沼山崎町三丁目、鷺沼山崎町四丁目、鷺沼山崎町五丁目、鷺沼山崎町六丁目、鷺沼山崎町七丁目、鷺沼山崎町八丁目、鷺沼山崎町九丁目、尾崎北町一丁目、尾崎北町二丁目、尾崎北町三丁目、尾崎北町四丁目、尾崎北町五丁目、尾崎北町六丁目、尾崎北町七丁目、尾崎西町一丁目、尾崎西町二丁目、尾崎西町三丁目、尾崎西町四丁目、尾崎西町五丁目、尾崎南町一丁目、尾崎南町二丁目、尾崎南町三丁目、尾崎南町四丁目、尾崎南町五丁目、尾崎南町六丁目、各務、各務おがせ町一丁目、各務おがせ町二丁目、各務おがせ町三丁目、各務おがせ町四丁目、各務おがせ町五丁目、各務おがせ町六丁目、各務おがせ町七丁目、各務おがせ町八丁目、各務おがせ町九丁目、各務西町一丁目、各務西町二丁目、各務西町三丁目、各務西町四丁目、各務西町五丁目、各務東町一丁目、各務東町二丁目、各務東町三丁目、各務東町四丁目、各務東町五丁目、各務東町六丁目、各務東町七丁目、各務船山町一丁目、各務船山町二丁目、各務船山町三丁目、各務山の前町一丁目、各務山の前町二丁目、桜木町一丁目、桜木町二丁目、桜木町三丁目、桜木町四丁目、各務山の前町四丁目、桜木町一丁目、桜木町二丁目、桜木町三丁目、桜木町四丁目、

桜木町五丁目、新鷺沼台二丁目、新鷺沼台三丁目、新鷺沼台四丁目、新鷺沼台五丁目、新鷺沼台六丁目、新鷺沼台七丁目、新鷺沼台八丁目、須衛町六丁目、須衛町七丁目、須衛町八丁目、須衛町三丁目、須衛町四丁目、須衛町五丁目、須衛町六丁目、須衛町七丁目、須衛町八丁目、蘇原北山町三丁目、蘇原北山町四丁目、蘇原清住町二丁目、蘇原清住町三丁目、蘇原清住町四丁目、蘇原清住町五丁目、蘇原清住町六丁目、蘇原新栄町一丁目、蘇原新栄町二丁目、蘇原東門町二丁目、蘇原東門町三丁目、蘇原持田町二丁目、蘇原持田町三丁目、蘇原持田町四丁目、蘇原持田町五丁目、つづしが丘二丁目、つづしが丘三丁目、つづしが丘四丁目、つづしが丘五丁目、つづしが丘六丁目、つづしが丘七丁目、つづしが丘八丁目、テクノプラザ一丁目、テクノプラザ二丁目、テクノプラザ三丁目、テクノプラザ四丁目、東山二丁目、東山三丁目、東山四丁目、東山五丁目、松が丘二丁目、松が丘三丁目、松が丘四丁目、松が丘五丁目、松が丘六丁目、松が丘七丁目、八木山、緑苑北一丁目、緑苑北二丁目、緑苑北三丁目、緑苑中二丁目、緑苑中三丁目、緑苑西二丁目、緑苑西三丁目、緑苑西四丁目、緑苑東二丁目、緑苑東三丁目、緑苑東四丁目、緑苑南一丁目、緑苑南二丁目、緑苑南三丁目及び緑苑南四丁目、可児市今渡、帷子新町一丁目、川合、川合北二丁目、川合北三丁目、川合北三丁目、坂戸、塩、下恵土、菅刈、徳野南二丁目、土田、西帷子、虹ヶ丘二丁目、虹ヶ丘三丁目、虹ヶ丘四丁目、虹ヶ丘五丁目、虹ヶ丘六丁目、鳩吹台二丁目、鳩吹台三丁目、鳩吹台四丁目、鳩吹台五丁目、鳩吹台六丁目、鳩吹台七丁目及び東帷子、加茂郡坂祝町大針、勝山、加茂山一丁目、加茂山二丁目、黒岩、酒倉、酒倉深田二丁目、酒倉深田三丁目、取組及び深重、加茂郡富加町加治田及び夕田並びに加茂郡川辺町石神鹿塩、上川辺、下川辺、中川辺及び西栃井

岐阜県告示第六百五十号

豚コレラのまん延を防止するため、家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第三十二条第一項及び岐阜県家畜伝染病まん延防止規則(昭和三十九年岐阜県規則第九十四号。以下「規則」という。)第三条の規定により、家畜の種類及び家畜伝染病の病原体をひろげるおそれがある物品の移出を禁止する区域を次のとおり指定するので、規則第七条の規定により告示する。

平成三十年十二月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 家畜の種類

豚

二 指定区域

岐阜市寺田、高山市久々野町山梨及び漆垣内町、中津川市落合、恵那市笠置町毛呂窪及び串原、各務原市鷺沼羽場町八丁目、山県市大桑及び上願、本巣市数屋、政田及び文殊、安八郡神戸町大字末守並びに揖斐郡揖斐川町上南方(地番が千番以降である土地の区域に限る。)及び谷汲名礼

岐阜県告示第六百五十一号

豚コレラのまん延を防止するため、家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第三十三条及び岐阜県家畜伝染病まん延防止規則(昭和三十九年岐阜県規則第九十四号。以下「規則」という。)第五条の規定により、家畜の種類及びと畜場において当該家畜に係る事業を停止する区域を次のとおり指定するので、規則第七条の規定により告示する。

平成三十年十二月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 家畜の種類

豚

二 指定区域

岐阜市境川

平成三十年十二月二十五日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一号
発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ふりんとびあ十三丁 岐阜文芸社